

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条の2第1項に基づいて、市町村が農用地区域内の農地の集団化の促進及び集団的な優良農地の確保のための交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で年5,000万円を限度として特別控除できることとする措置。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の2
4	担当部局		農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和7年5月～8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和50年：農振法の交換分合制度の創設時に、併せて恒久措置として創設 平成元年：3,000万円から5,000万円に引き上げ
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積（令和12年時点で397万ヘクタール）」であり、令和6年の目標値については、基準年（令和元年時点で400.2万ha）から目標年（令和12年）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして算定し、398.7万haとしている。 《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定） 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅰ 我が国の食料供給 2 食料自給力の確保 （3）農業の生産基盤の確保に向けた取組 ① 農地の確保に向けた取組 我が国の農地面積は、荒廃農地の発生、農地転用等によって直近5年間では年間約2.5万ha減少し、2024年の面積は427万haとなっている。このうち、農用地区域内農地についても、農用地区域外への農地転用の誘導や担い手への農地の集積・集

			約化等による荒廃農地の発生防止が一定の効果を発揮しているとはいえ、直近5年間では年間約 0.8 万 ha の減少が続き、2023 年には国が定める 2030 年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積目標を下回った。 このような状況の中、宅地や工場等への無秩序な農地転用を抑制し、農業上の土地利用との適切な調整を図りながら、食料生産の基盤である農地を維持・確保していくことが必要である。また、全国に存在する 9.4 万 ha の再生利用が可能な荒廃農地（農用地区域内では 5.7 万 ha）（2023 年度末現在）について、その解消が進まず、横ばいの状況にあり、速やかに再生利用を進めることが必要である。 このため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第 62 号）により国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等が講じられたことを踏まえ、国と地方公共団体が一体となって適切な運用を図ることにより、農地の総量確保と適正利用の取組を推進する。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。 ○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）（目的） 第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] I－1 我が国の食料供給 [政策分野] ② 食料自給力の確保
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	「農用地等の確保等に関する基本指針」（令和2年 12 月）に掲げた令和 12 年の農用地区域内農地面積 397 万 ha の確保に寄与。
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標	交換分合が必要な場合には、本措置によりその円滑な実施が可能となり、交換分合が進むことで農地利用が促進されることにより、令和 12 年の農用地区域内農地面積 397 万 ha の確保に寄与するとともに、政策目的の「計画的な土地利用の推進等による優良農地の確保」

		実現による 寄与	に寄与。												
9	有効性 等	① 適用数	適用数(実績) 単位: 法人 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 農村振興局農村計画課調べ。 ※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれており、本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、使用できないため、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用件数は同一。 本措置は、法人が交換分合により土地の交換を行う場合に適用されるものであり、今回対象期間における実績はないが、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内の農地を確保するためにも、本措置は引き続き措置される必要がある。 なお、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としており、特定の者への偏りはない。 (過去には、平成3年:45ha、平成4年:15ha、平成10年:1ha、平成11年:30ha、平成25年:40haの実績がある。) 【算定根拠】 農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	適用数	0	0	0	0	0
		区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度								
		適用数	0	0	0	0	0								
		② 適用額	適用額(実績) 単位: 百万円 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 農村振興局農村計画課調べ。 ※ 適用額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれており、本措置分のみの適用額を抽出できなかったことから、使用できないため、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。 【算定根拠】 農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	適用額	0	0	0	0	0
区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度										
適用額	0	0	0	0	0										
③ 減収額	減収額(実績) 単位: 百万円 <table><tr><td>区分</td><td>令和 2年度</td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度								
区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度										

			減収額	0	0	0	0	0												
			※ 農村振興局農村計画課調べ。 ※ 減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果は、本措置以外の租税特別措置等の減収額が含まれており、本措置分のみの減収額を抽出できなかったことから、使用できないため、農村振興局農村計画課より都道府県に対して調査を行い把握した。 【算定根拠】 農村振興局農村計画課より都道府県に対して行った調査の結果、分析対象期間中の実績がなかったことから、算定は行っていない。																	
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 農用地区域内農地面積の確保面積[実績] 単位: 万 ha <table><tr><td>区分</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>面積</td><td>400</td><td>399</td><td>398</td><td>397</td><td>396</td></tr></table> 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ※ 農村振興局農村計画課調べ(農振法第5条の2第1項に基づく確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査) ※ 令和6年度の実績については、令和7年7月時点での暫定値。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 交換分合が実施された場合には、土地の交換を行う法人について、譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権の移転等が円滑に進むこととなる。これにより、農用地区域内の土地の潰廃防止と農業上の効率的な利用、農用地の集団化が促進されることから、農用地区域内農地の確保に寄与。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 なし 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本措置は法人に交換分合に取り組むインセンティブを与え、交換分合の促進を図るものである。 適用数が僅少となっているのは、近年、農地の権利移動は利用権設定による貸借が主流となっていることが原因として考えられる。 一方、農用地区域内農地が農業以外の用途に供されようとする場合でも、交換分合により土地の権利を交換することで、適正な農用地区域の再設定が行われ、農地面積が確保されるという点において、交換分合は有効な手段であることから、今後とも措置する必要がある。							区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	面積	400	399	398	397	396
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度															
面積	400	399	398	397	396															
⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、市町村の発意による交換分合を後押しすることで、秩序ある土地利用の形成を図ることを可能としており、結果として農用地区域内農地の確保と有効利用にもつながるため、税収減を是認する効果がある。																		

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		地域における都市化や産業化の進展が見込まれる状況で、農用地区域内の農用地等が農業以外の用途に供されることがやむを得ない場合に、交換分合により土地の権利を交換することで、適正な農用地区域の設定を行い、無秩序な土地利用を防止し、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農地面積を確保する必要があることから、交換分合を通じた農地の確保の推進を図る本租税特別措置は引き続き継続すべきである。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年5～9月